

改正

令和2年12月18日門真市規則第61号

令和6年1月31日門真市規則第1号

令和7年2月28日門真市規則第7号

令和8年2月5日門真市規則第6号

門真市立図書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市立図書館条例（令和2年門真市条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日等の周知)

第2条 条例第5条ただし書及び条例第6条ただし書の規定により開館時間又は休館日の変更等を行う場合においては、その旨を図書館の掲示板に当該変更等をしようとする日の3日前までに掲示するものとする。

(貸出対象者)

第3条 図書、記録その他の資料（以下「図書等」という。）の貸出しを受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。ただし、電子書籍（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）によって作成された図書等のうち、インターネットを通じた利用が可能なものをいう。以下同じ。）については、第1号に掲げる者に限る。

- (1) 門真市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者
- (2) 守口市内、枚方市内、寝屋川市内、大東市内、四條畷市内及び交野市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者
- (3) 大阪市内に居住する者
- (4) 門真市内に事務所を有する団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、館長が適当と認める個人又は団体

一部改正〔令和2年門真市規則61号〕

(貸出手続)

第4条 市長が別に定める利用券（以下「利用券」という。）又は移動端末設備（電気通信事業法

（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいう。）の画面に特定の操作によって表示される利用者番号（以下「利用者番号」という。）を所持する者は、図書等の貸出しを受けることができる。

2 利用券及び利用者番号は、個人又は団体で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手続を行い、館長の許可を受けた者に対して交付するものとする。

（1）利用券 市長が別に定める利用登録申請書及び館長が必要と認める書類の提出

（2）利用者番号 利用登録に係る電子情報処理組織（門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年門真市条例第23号）第2条第12号に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する館長が別に定める方法による申請又は前号に定める手続

一部改正〔令和2年門真市規則61号・6年1号・8年6号〕

（利用券等の譲渡等の禁止）

第5条 利用券又は利用者番号の交付を受けた者は、これを他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔令和6年門真市規則1号〕

（貸出数量）

第6条 図書等の貸出数量は、次のとおりとする。

区分	個人	団体
図書等（視聴覚資料及び電子書籍を除く。）	15冊以内	300冊以内
視聴覚資料	2点以内	2点以内
電子書籍	3点以内	3点以内

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、前項の貸出数量を変更することができる。

全部改正〔令和2年門真市規則61号〕

（貸出期間）

第7条 図書等の貸出期間は、次のとおりとする。

区分	個人	団体
図書等（視聴覚資料及び電子書籍を除く。）	3週間以内	1月以内
視聴覚資料及び電子書籍	2週間以内	2週間以内

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、前項の貸出期間を変更することが

できる。

全部改正〔令和2年門真市規則61号〕

(図書等の返納等)

第8条 館長は、図書等（電子書籍を除く。）を貸出期間内に返納しなかった者に対して、一定の期間図書等の貸出しを停止することができる。ただし、事前に正当な事由の申出があった場合は、この限りでない。

一部改正〔令和2年門真市規則61号〕

(届出義務)

第9条 図書等の貸出しを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を館長に届け出なければならない。

- (1) 利用券を紛失又は汚損したとき。
- (2) 利用者番号を表示させることができなくなったとき。
- (3) 図書等を紛失又は汚損したとき。
- (4) 利用券申込書等の記載事項に変更が生じたとき。

一部改正〔令和6年門真市規則1号〕

(貸出禁止図書等)

第10条 次に掲げる図書等（電子書籍を除く。以下この条において同じ。）については、貸出しを禁止する。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 貴重図書等
- (2) 各種辞書及び事典の類
- (3) 新聞広報の類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が特に指定した図書等

一部改正〔令和2年門真市規則61号〕

(利用者の義務)

第11条 利用者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 高声で音読し、談話し、歌唱し、又は騒ぐ等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の職員の指示に従うこと。

(利用の禁止)

第12条 館長は、前条各号に掲げる義務を履行しない利用者に対して図書等の閲覧又は貸出し及び

施設の利用を禁止することができる。

一部改正〔令和 7 年門真市規則 7 号〕

(入館の制限)

第13条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者には、図書館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 感染性の疾患のある者
- (2) 他人に危害を加えるおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められる者

一部改正〔令和 7 年門真市規則 7 号〕

(指定管理者による管理)

第14条 門真市立文化創造図書館条例（令和 7 年門真市条例第20号）第5条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条、第4条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条から第10条まで、第12条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「館長」とあるのは、「指定管理者」とする。

追加〔令和 8 年門真市規則 6 号〕

(細目)

第15条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔令和 8 年門真市規則 6 号〕

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年12月18日門真市規則第61号）

この規則は、令和 2 年12月22日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月31日門真市規則第 1 号）

この規則は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月28日門真市規則第 7 号）

この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 2 月 5 日門真市規則第 6 号）

この規則は、令和 8 年 5 月13日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 令和8年3月1日
- (2) 第3条の規定 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日